

環境整備作業～ゴミ拾い～

令和5年6月10日(土)午前8時から環境整備作業ごみ拾いを行いました。下半田川町、定光寺町それぞれの町民会館に集まり、ゴミ袋・軍手・ゴミはさみを持ち町内の清掃に向かいました。

毎年2回ゴミ拾いをしていますが、掛川地区は、集落まで人気のない山道が続くためか、あるという地区のためか、山に缶やペットボトルなどを捨てる、粗大ゴミを投棄するといったマナー違反が多く見受けられます。

ゴミ拾いをするたびに、人が見ていない、人から見えないということがポイ捨てなどにつながるのではないのでしょうか。

少しでも捨てることを防いでいけたらと思っています。

今後、ゴミを捨てない捨てさせない取り組みも考えてはどうでしょうか。

環境美化グループ



掛川地区を走っている道路周辺の清掃も考えてほしいと思っていましたが、それぞれ管轄があり難しいようです。

今の季節、道路の両側から樹木が垂れ下がっていたり、草が生い茂ったりと、ゴミ拾いから、いろいろ考えさせられることがあります。

視点を変えて道路際にゴミ捨て禁止などの看板などを設置するなど考えてみてはどうでしょうか。それも環境美化になるのではないのでしょうか。



子育て支援グループ

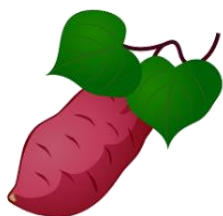
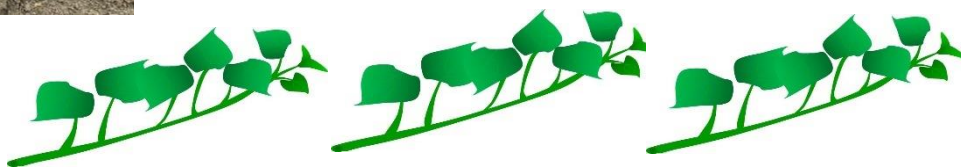
さつまいもの植え付け、じゃがいもの収穫を行いました

今年度も、下半田川町の富田彪さんの畑をお借りして、作物の栽培を通して里山体験をさせていただいています。

5月の連休明けにさつまいも 300 本の植え付け、梅雨の晴れ間にじゃがいもの収穫を行いました。

今年度は平日の放課後に設定することで、土日都合が悪い方でも体験に参加することができました。昨年に引き続き、今年もたくさんのじゃがいもを収穫することができました。じゃがいもに実が成ることを知り、切断面を観察するなど青空教室も楽しかったです。

秋のさつまいもの収穫が楽しみです！



有害獣について考える

モグラの部

モグラは、農作物や芝生を荒らす害獣として知られています。私たちの地域にいるモグラのなかまは2種類います。一つはモグラ、もう一つはヒミズです。ヒミズはモグラより体が一回り小さく、胴の長さが89-104mm、体重が14.5-25.5g。モグラによく似ていますが、モグラに比べると小型で土を掘り進むために使う前足が小さいです。



モグラ



ヒミズ

モグラの特性を知ろう

- 植物の根を傷つけ、枯死をまねく
- 益虫を食べてしまう
- 水田の畔(あぜ)を壊す
- ネズミによる二次被害
- 一生の大半を地中で過ごすため、

外で見かけることはほとんどありません。

- 主に地中に生息するミミズやカブトムシの幼虫、クモ、ムカデ、オケラ、カタツムリなどが餌です。ときには、カエルのような両生類を食べることもあります。
- モグラは大食いな生き物で、1日に体重の半分ほどの餌を食べます。何も食べない状態が12時間以上続くと簡単に餓死してしまうことから、冬でも冬眠せず、起きている間は常に餌を探し続けなければなりません。そのため、もぐらが住むトンネル内には餌の保管庫があり、ミミズなど捕まえた餌を大量にストックしています。

自分でできる！もぐらの退治方法

- ペットボトル風車でもぐらを寄せ付けない
- モグラが嫌う音波振動で退治
- モグラの嫌いな匂いで退治*
- モグラを捕獲して退治（これには許可がいります）

「捕獲すれば早いのでは？」と考える方もいると思いますが、モグラは鳥獣保護管理法の保護対象になっているため、**個人が許可なく勝手に捕獲駆除することができません。**そのため、基本的にはモグラを庭や畑から追い出し、侵入対策をするのが個人でできる対策になります。

*手軽な方法では唐辛子をモグラの穴のなかに入れる方法があります。この方法は、唐辛子の成分であるカプサイシンが土の中に溜まるため効果が持続しやすく、頻繁に新しいものに交換する必要がないため手間がかかりません。唐辛子にはいろいろな種類がありますが、とくに辛みが強い青唐辛子がおすすめです。(畑に使用できる市販の忌避剤もあります。)

花壇の整備と夏花の植え替え

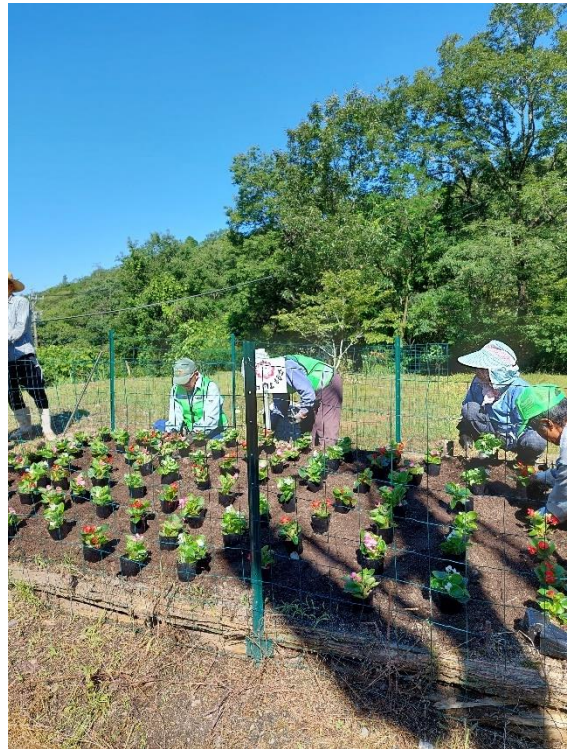
環境美化グループ

掛川地域内の花壇の冬花の撤去と夏花の植え付け作業を行いました。

下半田川町は、撤去作業を6月10日(土)午前9時から植え付け作業を17日(土)午前9時から、また、定光寺町は、6月7日(水)14日(水)午前9時から行いました。

雨の日が多い中、順調に植え替えることができました。

毎年パンジーからペゴニアへの植え替えが終わると、また、暑い夏がやってきます。少しでも、道行く人、ドライバーの癒しになって欲しいと思います。



令和5年度 掛川地域力向上委員会 総会要項 「お助けたい活動規定」の一部修正について

第4条 活動費用等 (3)

(修正前) 作業従事者への手当は自己資金会計から支払う。なお、作業時間は1時間程度とし、その作業に対して500円を支給する
(修正後) 作業従事者へは、作業時間1時間程度の作業に対して、自己資金会計からお礼の品を渡す

以上のように修正いたしました。